横浜市十日市場スポーツ会館案内

2021/12/11 改定 十日市場スポーツ会館

TEL: 045-983-9490

1. 開館時間

	平日∙土曜日	日曜•祝日	
開館時間	9時~21時	9時~17時	
受付時間	9時~20時	9時~16時	
休館日	毎月第4月曜日(祝日の場合はその翌日)		
	年末-年始:12 月 28 日~1月 4 日		
利用料金	無料です。		

2. 各施設使用時間

テニスコート	体育室		ミーティング	
			ルーム	
占有使用	占有使用	個人使用(卓球のみ)	占有使用	
平日•土曜日	平日	平日	平日	
9:00~11:00	9:00~11:45	15:00~16:50	~20:00	
11:00~13:00	12:00~14:45	日曜·祝日		
13:00~15:00	18:00~20:30	9:00~14:50	日曜·祝日	
15:00~17:00	テニスコートについては日曜・祝日 16:45 まで		∼ 15:00	
* 占有使用(テニス・体育室・ミィーティング室)と個人使用の連続使用は不可				

- *体育室は消毒の関係上使用時間までに清掃を終えて、退館お願いします。
- 3. 申し込み方法
- (1)同一家族、Gr、友人の予約は名前を変えての申込はできません。
- (2)空きがある場合は、いつでも使用申込が可能です。
- (3)抽選予約による申し込み方法
 - ①1 日から15日までに翌月の予約申込を窓口でお申込みください。
 - ②20日以降に抽選結果を発表します。電話または窓口でご確認ください。
 - ③当選した当月中に使用申込書を窓口に提出ください。申込書の提出がない場合、 当選した日時がキャンセル扱いとなり、1回分の消化となります。また、当選後の 変更はできません。
 - ④テニス、体育室、ミィーティング室の同一日の申込はできません。
 - ⑤1回の申込回数の限度は3回です。尚テニスコートは土曜、日曜(祝日含む)各1回ずつに限ります。(詳細は【テニスコートの予約】の仕方を参照ください。)
- (4)1日以降、空きがあれば1回(テニス、卓球共に2名以上)追加申込みできます。 (テニスの場合、土曜、日曜(祝日)を2回使用することはできません)

- 但し、テニス、体育室共にお一人が使用できる回数は個人利用を除いて月に4回までとなります。(複数のGrに参加されている場合、4回を厳守ください)
- (5)連続または 1 日2回の使用はできません。但し、次の時間が空いている場合の み連続使用が可能です。
- (6) 当日の申込は、前日の15時以降より電話での申し込が可能です。また、当日申込の場合は使用回数にカウントしません。

4. 駐車場の利用方法

利用時間内のみのご利用となります。利用時に受付の利用者名簿に番号を記入ください。また同一グループの場合、縦列駐車をお願いします。

5. 利用方法

- (1)利用前には必ず受付に使用申込受付票を提出し、日付印をもらってください。 また、使用責任者の方は団体利用者名簿に名前、参加者数、居住区、駐車NO 等の記入をお願いします。
- (2)連絡がなく、30分経過すると無断キャンセル扱いになります。遅れる場合、キャンセルする場合は必ず、利用時間前に連絡をお願いします。
- (3)無断キャンセルを2回されますと半年間予約利用ができません。
- (4) 当選後及び申込確定後の取消・キャンセルは1回分の消化となります。
- (5) 抽選申込で当選した日時は変更できません。また申込後の変更もできません。 変更したい場合はキャンセル(1 回消化)して、新規申込をお願いします。尚、テニスは土日(祝日含)をキャンセルした場合、同月の土日(祝日含)は申込めません。
- (6) 卓球の個人利用の場合、混んでいる場合は50分で交代です。

6. 注意事項

- (1)各利用共に<u>利用終了時間前まで</u>に清掃、用具等の後片付けをして交代をお願いします。また、空き缶、ペットボトル等のゴミはお持ち帰りください。 但し平日は21時、日曜・祝日は17時閉館のため、消毒作業、清掃時間等を考慮 して平日の体育室は20時30分、休日は14時50分、ミィーティング室は15時 までに退館をお願いします。(テニスコートは日曜・祝日 15 分前までに退館)
- (2)体育室、テニスコート、ミィーティング内は禁煙、飲食禁止です(ドリンク類は可)
- (3)施設内へのペットを連れての入場はお断りします。
- (4)使用した用具類は元の場所に返却願います。不具合を発見した時はスタッフまでご連絡ください。またコロナ感染防止のためイス、備品の貸し出しは中止です。
- (5)設備や用具を故意または重大な過失により破損・紛失した場合は使用責任者が 弁償ください。
- (6)使用申し込み利用票の譲渡はできません。譲渡が確認された場合ペナルティが つきます。
- (7)横浜市地区センター条例第4条(1)に基づき、営利目的の使用は厳禁します。